

成田市で新婚生活を 始められる方を応援します！

夫婦共に29歳以下かつ
合計所得500万未満

補助金額

最高

60万円



夫婦共に39歳以下かつ
合計所得500万未満

補助金額

最高

30万円

成田市で結婚生活を始めるための費用の一部を助成します。

申請期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

- 【対象世帯】
- ・ 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻していること
 - ・ 婚姻届出日において夫婦ともに39歳以下であること
 - ・ 夫婦の合計所得が500万未満であること
 - ・ 夫婦双方又は一方が補助対象となる住宅に住民登録をしていること
 - ・ 申請日より2年以上、継続して本市に居住する意思があること
- ※その他にも要件がありますので、市ホームページをご確認ください

- 【対象経費】
- ・ 住宅取得費
 - ・ 住宅賃借費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など）
 - ・ 引越費用
 - ・ 住宅リフォーム費用

【補助上限額】 1世帯あたり

- ① 夫婦共に29歳以下・・・60万円
- ② 夫婦共に39歳以下・・・30万円（夫婦ともに29歳以下を除く）

※交付申請書など詳しくは市ホームページをご確認ください。



【お問い合わせ】 成田市企画政策課

TEL：0476-20-1500 mail：kikaku@city.narita.chiba.jp

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地（市役所行政棟3階）